

B-3 跡地利用

意見書 No	内 容
95	最終処分場の事業用地内には産業廃棄物が永久的に存在することになるので、跡地利用等の際に掘削して埋立地を処理処分する必要がある場合に、その産業廃棄物を誰の責任でどのように処理するのかをあらかじめ決めておく必要はないのでしょうか。 御社はどのようにしていくつもりですか。 最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。 「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。 また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。 いずれにせよ、適切な時期が到来した段階であらためて皆様と今後の跡地利用等を含めた詳細について協議し、決定していきたい考えであります。 しかし、将来の跡地利用に際しては、埋立地を掘削したり、廃棄物を掘り起すようなことはいたしません。従って、埋立地を処理処分する必要があることもありません。